

参考資料5

国による補助事業の整理(2020年度)

制度の名称	対象者	補助対象	補助率	問い合わせ先
(1)地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業	自動車運送事業者等	・電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池自動車、超小型モビリティを含む)、電気自動車用充電設備及び天然ガスバス・トラック、ハイブリッドバス・トラックの導入	①電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池自動車を含む)・電気バス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ:車両本体価格の1/3 ・電気タクシー、電気トラック:車両本体価格の1/4 ・プラグインハイブリッドタクシー:車両本体価格の1/5 ・充電設備等:本体価格の1/3又は1/4及び工事費(定額) ②天然ガスバス・トラック、ハイブリッドバス・トラック 通常車両価格と対象車両価格の差額の1/3 ※ 上記対象については、経年車を次世代自動車に改造し導入するものも含む。	地方運輸局、沖縄総合事務局
(2)クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	地方公共団体、その他法人及び個人	・クリーンエネルギー自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等) ・外部給電器	クリーンエネルギー自動車の区分に応じて設定された補助対象経費の1/1、2/3、1/3、1/4又は1/15 <a href="http://www.cev-pc.or.jp/#no01">http://www.cev-pc.or.jp/#no01</a>	一般社団法人次世代自動車振興センター
(3)電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金	地方公共団体、その他法人及び個人	・充電設備の設置	補助対象経費の1/1、2/3又は1/2 <a href="http://www.cev-pc.or.jp/#no02">http://www.cev-pc.or.jp/#no02</a>	一般社団法人次世代自動車振興センター
(4)燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金	民間企業等	・補助対象設備に係る設備整備費、新規需要創出活動に係る経費	補助対象経費の2/3又は1/2とし、上限額は各設備の規模等による。 <a href="http://www.cev-pc.or.jp/#no03">http://www.cev-pc.or.jp/#no03</a>	一般社団法人次世代自動車振興センター
(5)地域再エネ水素ステーション保守点検支援事業	地方公共団体、民間団体及びその他の法人	・水素ステーション保守点検支援事業	補助対象経費の2/3	公益財団法人北海道環境財団
(6)電動化対応トラック・バス導入加速事業	トラック・バス所有事業者(営業用車両にあっては大型ハイブリッドトラック及び電気トラックに限る)	・電動化対応トラック・バス(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)	標準的燃費水準の車両との差額の一定率(ハイブリッド車:1/2、電気自動車:2/3)	公益財団法人日本自動車輸送技術協会
(7)水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業	地方公共団体、民間団体及びその他の法人	・燃料電池フォークリフト導入事業 ・燃料電池バス導入事業	・燃料電池フォークリフト:一般的なエンジン車との差額の1/2 ・燃料電池バス:車両本体価格の1/2又は1/3	公益財団法人北海道環境財団
(8)自動車環境総合改善対策費補助金	トラック事業者	・ハイブリッドトラック	車両価格差の1/3	一般財団法人環境優良車普及機構

2020年度第3次補正予算事業(3月中に申請受付開始予定)

制度の名称	対象者	補助対象	補助率	問い合わせ先
(9)再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業	民間事業者(中小企業)、地方公共団体、個人等	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車 ・充放電設備 ・外部給電器	①電気自動車等 ・電気自動車は上限80万円 ・プラグインハイブリッド車は上限40万円 ・燃料電池自動車は上限250万円 ②充放電設備 ・設備費は1/2補助の上限75万円 ・工事費は定額補助で上限40万円(個人)又は上限95万円(法人等) ③外部給電器 ・設備費は1/3補助の上限50万円	一般社団法人次世代自動車振興センター
(10)災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	個人	・電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車 ・充放電設備 ・外部給電器	①電気自動車等 ・電気自動車は上限60万円 ・プラグインハイブリッド車は上限30万円 ・燃料電池自動車は上限250万円 ②充放電設備 ・設備費は1/2補助の上限75万円 ・工事費は定額補助で上限40万円 ③外部給電器 ・設備費は1/3補助の上限50万円	一般社団法人次世代自動車振興センター

(出所)一般社団法人次世代自動車振興センター「クリーンエネルギー自動車普及に関する調査 報告書」を基に大阪府作成

国による税制上の優遇措置制度の整理(2020年度)

制度の名称	制度内容	措置内容
自動車重量税の軽減措置(エコカー減税)	2019年5月1日～2021年4月30日の間に新車新規検査を受けた場合、環境性能に応じて自動車重量税を時限的に免除・軽減。	・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車 免除
環境性能割の軽減措置	・「環境性能割」は燃費性能に応じて、登録車は0～3%、軽自動車は0～2%課税される。つまり、燃費のいい車ほど税が軽減される仕組みで、例えば電気自動車は非課税(0%)となる。 ・2019年10月1日～2021年3月31日までの1年間は「環境性能割」の税率から1%分軽減。 ※ 出典: <a href="https://www.car-tax.go.jp/change02/">https://www.car-tax.go.jp/change02/</a>	・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車 非課税
自動車税の軽減措置(グリーン化特例)	・2019年4月1日～2021年3月31日の間に新規に取得した分について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税を軽減。 ・新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。	・電気自動車(燃料電池自動車を含む) ・プラグインハイブリッド自動車 概ね75%軽減
軽自動車税の軽減措置(グリーン化特例)	・2019年4月1日～2021年3月31日の間に新規に取得した分について、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について初めて車両番号の指定を受ける場合、翌年度1年間の軽自動車税を軽減。 ・初めて車両番号の指定を受けてから一定年数を経過した三輪以上の軽自動車については、経過した年度の翌年度以降の軽自動車税を重課。	・電気自動車(燃料電池自動車を含む) 概ね75%軽減
低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置	燃料供給設備(水素)の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置(～2021年3月31日)	・政府の補助を受けて取得した設備の最初の3年間の課税標準を3/4 (水素ステーション:1億5,000万円以上)

(出所)一般社団法人次世代自動車振興センター「クリーンエネルギー自動車普及に関する調査 報告書」を基に大阪府作成